

志賀原発を 廃炉に! 原告団ニュース 第14号

原告団事務局 〒920-0024 金沢市西念3-3-5 フレンドパーク石川5F TEL (076) 261-4657 (発行責任者 堂下健一)



土俵際の攻めを万全の態勢で

原告団長 北野 進

提訴からまもなく4年。私たちは志賀1、2号機の廃炉へ、いよいよ北陸電力を土俵際まで追い詰めました。最大の争点である敷地内断層について、原子力規制委員会の有識者会合は活断層の可能性を否定できないとする評価書をまとめました。私たちの主張を追認するものです。北電は追加調査で反論するとも述べていますが、2年余り続いた有識者会合で示せなかった有効なデータが今後現れるとは思えません。終盤を迎える訴訟の展望や課題について若干述べたいと思います。

私たち原告団の方針は明確です。すでに18回を重ねた口頭弁論で、福島の実相や新規規制基準の問題点、防災対策の欠陥、原発裁判で司法が取るべき判断枠組みなど、1、2号機の差止めに向けた私たちの主張をすでに十分尽くしてきました。さらに今回の評価書を最も有効な証拠として提出し、早期の結審、判決を求めています。

これに対して被告・北電の方針も明確です。再稼働路線を突き進む安倍政権の影響が及ぶ規制委員会こそ本場所と捉え、原子カムの外にある有識者会合は地方巡業程度の位置づけです。評価書は参考意見に過ぎないと暴論も聞こえてきます。加えて、「行司役の裁判長は規制委員会の結論が出るまで軍配を上げるな! 土俵下に引っ込んでいる!」と厄介者扱いです。訴訟の進行を極力引き延ばし、その間に政治力を駆使して再稼働の道をこじ開ける、こんなシナリオが見えてきます。

私たちが押し込んでいることは間違いありません。しかし勝負事は詰めが一番重要であり、

志賀原発を廃炉に!訴訟 原告団総会

5月14日(土)午後1時～

志賀町文化ホール

☆記念講演

「福島事故から5年」

～手をつなぎ、たたかい続ける被害者たちのいま～

講師:佐藤和良さん(福島原発告訴団副団長・前いわき市議)



※講演終了後、志賀町内でデモ行進を予定しています。 共催:さよなら!志賀原発ネットワーク

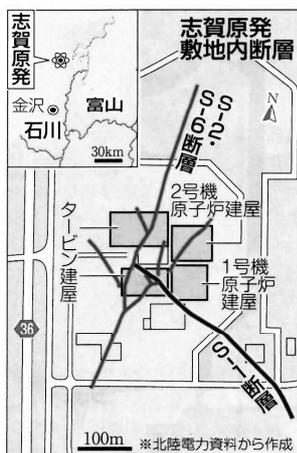
また難しいものです。土俵際の課題として、①何より気の緩みが大敵です。いまだ運転差止判決が確定し、廃炉が決まった原発は日本にはありません。常に組織の強化、運動の前進あるのみです。②あと一押しと言いたいところですが、勝利にはまだ3回の押しが必要です。つまり地裁、高裁、最高裁のたかいを乗り切る気力と態勢、財政基盤の確立が求められます。③規制委員会での適合性（再稼働）審査の議論を北電主導にしてはいけません。本来「門前払い」にするべきであり、北電の非常識を世論に訴えることも必要です。

稼働中の高浜原発を止めた大津地裁の画期的仮処分決定は脱原発世論を大いに元気づけました。暴走する安倍政権。命よりお金の電力会社。政治や経済の仕組みの中で止まらないのならば、司法の力で止めるしかありません。本訴での差止、廃炉に向かってさらに邁進しましょう！

『S-2・S-6断層問題』という新たな武器

弁護団 宮本 研太

福島第一原発事故が起きた日から5年の月日が流れました。あの事故の後に弁護士になった私から、



↑北陸中日新聞より

ら、志賀原発2号機の地下にあるS-2・S-6断層問題について説明させていただきます。

S-2・S-6断層は、2号機タービン建屋直下に存在する北東—南西走向で北西傾斜の断層です。北陸電力側の資料によれば、地表からみて約500メートルの長さの断層です。ちなみに500メートルというと、北陸会館前の交差点から石浦神社前の交差点ぐらいの距離になります。

2号機タービン建屋の中には、下図のような原子炉補機冷却水系配管およびそれを支える構造物が設置されています。それらは、新規規制基準でいう「耐震重要施設」に該当する機器、施設にあたります。

ご存知のとおり新規規制基準では、地震動や断層活動を予測する科学の限界を考慮して、副断層や基盤を切る地すべりも含む「将来活動する可能性のある断層等」の上に「耐震重要施設」を置くことを禁止しており、S-2・S-6断層が「将来活動する可能性のある断層等」に該当すれば、志賀原発2号機は新規規制基準違反ということになります。

そして以下の4点から、S-2・S-6断層が「将来活動する可能性のある断層等」であることは明らかです。

論拠の1点目は、S-2・S-6断層上の地形を全体的に眺めると、西側が隆起しているか、山側から海側へゆるく傾斜する構造が認められることです。2点目は、S-2・S-6断層のNo2トレンチ（試掘溝）において、断層付近の中位段丘面（約13万年前）に属する堆積物が東に傾斜している傾向（西上がりの構造）が認められることです。3点目は、空中写真からS-2・S-6断層上に線状地形が認められることです。4点目は、

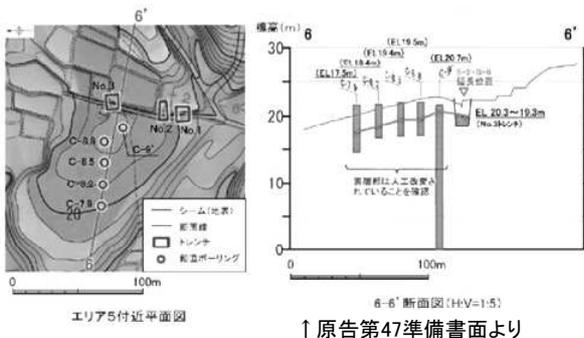
↓格納容器スプレイ冷却器上部の状況



S-2・S-6断層は、現在の応力場によって動き得る断層であること^①です。

これらの論拠に関して、第6回有識者会合で示された地震関係の専門家の発言を見てみましょう。

廣内信州大学教授は、「局所的な構造ならば、それが侵食とかの差によって高まりができた、という説明がつくかもしれないが、この断層に沿って、より南のほうでも（不明瞭ながら）同じような傾向が見えること、また特にNo2トレンチで堆積物がやはり東に傾いて下がっていることなどを考えると、これらは撓曲状の変形を受けて形成されたのではないかと^②。



の活動によって地表面付近が撓曲変形して、西上がりの構造が形成されたのではないかと、「こういう構造は、西側が高くなっている基盤岩上面のデータや、西側が高くなっている地形断面の構造とも非常に調和的であって、断層の変位を受けてこうしたものができた可能性がある」旨指摘しています。

また、藤本東京学芸大学准教授は、「No2トレンチにおいて、堆積層の層理が断層を挟んで結構系統的な変化をしている（特に南面）。これは断層のずれによる一種の撓曲のようなものが影響したという可能性も否定できない」ということを述べています。

そして、産業技術総合研究所の吉岡氏は、「S-6の上を覆う堆積物が山側、東側に緩く傾き下がっている構造がある。これも堆積構造ではできにくい。基盤の上面と、その上の礫の挟み、これがほぼ平行に傾き下がってくる。やはり、これはテクトニックな^③変動を考えたほうがいいだろう」との旨の発言をしています。

さらに、同研究所の重松氏は、「2007年の能登半島地震の断層面とS-2・S-6断層の断層面とがかなり近い方向を向いている。つまり、S-2・S-6の運動方向は現在の応力場と整合的であるということになる。だから、今の応力場で力がかかることによって動き得る断層だということを示唆している」旨述べています。

以上、評価会合で示された有識者の指摘から、S-2・S-6断層が「将来活動する可能性のある断層等」であることは明らかです。

なお、ピア・レビュー（査読）会合を経て行われた、2016年3月3日の第8回有識者会合でも、「S-2・S-6は、現在の広域応力場によって後期更新世以降に、左横ずれ成分を持つ西側隆起の逆断層として活動した可能性がある。この際S-2・S-6は周囲に撓曲変形を及ぼす伏在断層として活動し、地表に変形は生じたが変位は生じなかった可能性がある」と判断する。ただし（一般論として）、地表に撓曲変形を及ぼした伏在断層が、将来地表に変位を及ぼす



↑ 宮本弁護士

① 応力場…ある地域、地層にかかる応力(単位面積当りの力)やその向きを示すもの

② 撓曲(ドウキョク)…地層などが撓(たわ)んで曲がること

③ テクトニックな…地殻変動による(ここでは“堆積や侵食では説明できない”の意)

可能性は否定できない」とする評価書案が示されています。

同会合の議事映像なども踏まえると、近日中に示される正式な評価書においても、上記の主張を裏付ける内容になると確信しています（本稿執筆時点では、評価書は出されていません）。

このように志賀原発2号機は新規制基準違反であり、安全性が確保されているとは到底いえません。北陸電力は、2号機を移転ないし廃炉にする以外ありえません。

このS-2・S-6、そして既に裁判で主張してきたS-1断層問題は、裁判で私たちが勝つための重要な武器になります。私たちは志賀原発1、2号機の差し止め判決が下されるまで全力でたたかい抜きます。引き続き、みなさまのご支援・ご協力をよろしくお願いいたします。

年会費納入のお願い

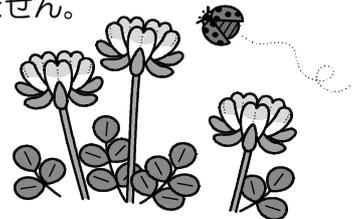
志賀原発を廃炉に!訴訟はこの6月で提訴から4年を迎えます。この間、原告およびサポーターとして訴訟を支えていただき、心よりお礼申し上げます。

いよいよ一審の審理も最終盤に入ろうとしています。私たち原告・弁護団はこの段階に入って最大の争点を原発直下の活断層の有無と捉え、有識者会合の最終報告書を踏まえた準備書面の提出をもって原告の主要な主張を終え、年内の結審を求めていく方針です。同時に被告・北陸電力からのあらゆる反論・抵抗に対しても、万全の備えを講じていかなければなりません。

そのためには原告・サポーターのみなさんを核とした世論の支持、そして弁護団の活動を支える財政基盤の確立が不可欠です。特に原告・サポーターのみなさまの会費納入は重要で、弁護団費用だけではなく、原告団通信の発行や法廷外の諸活動、さらには万が一の一審敗訴の場合の控訴費用の積立ても含め、4年前の提訴段階での方針に沿って予算を組んでおります。

みなさまには毎年の会費負担ということで心苦しい限りですが、財政基盤が揺らいで十分な訴訟活動が展開できなくなることは、何といたしても避けねばなりません。

「原発を司法で止める」、全国各地で展開されるこの取り組みの最先端に位置する志賀の裁判を引き続き支えていただきますよう、心よりお願い申し上げます。



☆年会費…原告は1口3,000円、サポーターは1口1,000円（各1口以上）です。

お手数ですが、下記いずれかの方法で送金をお願いします。

- ①同封の払込取扱票を使って郵便局から送金する(ATM送金で手数料80円)。
- ②ゆうちょ銀行の総合口座からATMで送金する(送金先口座No13160-13252131)。
- ③北陸労働金庫本支店口座からATMで送金する(送金先口座No3610225)。

口座名は①②③ともに「志賀原発を廃炉に 訴訟原告団」

- ④労組など組織として加入している方は、所属組織の指示にしたがってください。

口頭弁論日程のご案内

- ◇日時 第19回…6月16日(木) 14:30～
第20回…9月 1日(木) 13:30～
- ◇場所 金沢地方裁判所(兼六公園下)